

監事監査報告書

令和 6 年 5 月 23 日

社会福祉法人千代丸福祉会
理事長 山下 佳紀 殿

監事 柳 重俊  印

監事 飯田 光資  印

私たち監事は、社会福祉法人千代丸福祉会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況および財産の状況他について監査を致しました。

この監査にあたって、私たち監事は、別添の関連する法令および通知に基づき実施した監査結果について次のとおり報告致します。

監査日時 令和 6 年 5 月 23 日 (木 曜日) 10 時 30 分～16 時 00 分
監査場所 千代の里 施設長室

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- (2) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (4) 預り金管理関係、事故報告関係、苦情解決関係、虐待防止関係、身体拘束廃止並びに適正化関係、ハラスメント防止関係、個人情報関係については、管理状況を正しく示し、不正の点はないと認めます。